

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第19号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則の一部改正)

第1条 指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則（平成25年静岡県規則第19号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|------------------------------------|--|
| 目次 | 目次 |
| 第1章～第9章（略） | 第1章～第9章（略） |
| 第10章 就労移行支援 | 第10章 就労移行支援 |
| 第1節～第3節（略） | 第1節～第3節（略） |
| 第4節 運営に関する基準（ <u>第166条</u> ～第170条） | 第4節 運営に関する基準（ <u>第165条の2</u> ～第170条） |
| 第11章・第12章（略） | 第11章・第12章（略） |
| | <u>第13章 就労定着支援</u> |
| | <u>第1節 基本方針（第192条の2）</u> |
| | <u>第2節 人員に関する基準（第192条の3・第192条の4）</u> |
| | <u>第3節 設備に関する基準（第192条の5）</u> |
| | <u>第4節 運営に関する基準（第192条の6～第192条の12）</u> |
| | <u>第14章 自立生活援助</u> |
| | <u>第1節 基本方針（第192条の13）</u> |
| | <u>第2節 人員に関する基準（第192条の14・第192条の15）</u> |
| | <u>第3節 設備に関する基準（第192条の16）</u> |
| | <u>第4節 運営に関する基準（第192条の17～第192条の20）</u> |
| | <u>第15章 共同生活援助</u> |
| <u>第13章 共同生活援助</u> | 第1節～第4節（略） |
| 第1節～第4節（略） | |

第5節 外部サービス利用型指定共同生活
援助の事業の基本方針並びに人員、
設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第199条の2・第199条の3）

第2款 人員に関する基準（第199条の4・第199条の5）

第3款 設備に関する基準（第199条の6）

第4款 運営に関する基準（第199条の7～第199条の12）

第14章～第16章 （略）

附則

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) （略）

(3) 支給決定障害者等 法第5条第21項に規定する支給決定障害者等をいう。

(4)～(15) （略）

(16) 多機能型 第77条に規定する指定生活介護の事業、第140条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第150条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第160条に

第5節 日中サービス支援型指定共同生活
援助の事業の基本方針並びに人員、
設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第199条の2・第199条の3）

第2款 人員に関する基準（第199条の4・第199条の5）

第3款 設備に関する基準（第199条の6）

第4款 運営に関する基準（第199条の7～第199条の11）

第6節 外部サービス利用型指定共同生活
援助の事業の基本方針並びに人員、
設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第199条の12・第199条の13）

第2款 人員に関する基準（第199条の14・第199条の15）

第3款 設備に関する基準（第199条の16）

第4款 運営に関する基準（第199条の17～第199条の22）

第16章～第18章 （略）

附則

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) （略）

(3) 支給決定障害者等 法第5条第23項に規定する支給決定障害者等をいう。

(4)～(15) （略）

(16) 多機能型 第77条に規定する指定生活介護の事業、第140条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第150条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第160条に

規定する指定就労移行支援の事業、第171条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第184条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準省令」という。）第4条に規定する指定児童発達支援の事業、指定通所支援基準省令第55条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、指定通所支援基準省令第65条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び指定通所支援基準省令第72条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（指定通所支援基準省令に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

（従業者の員数）

第4条 指定居宅介護の事業を行う者（以下この章、第199条の2及び第199条の10第2項において「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号）に定めるものをいう。以下この節及び第4節において同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

2・3 （略）

（従業者の員数）

第78条 指定生活介護の事業を行う者（以下「指定生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

規定する指定就労移行支援の事業、第171条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第184条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準省令」という。）第4条に規定する指定児童発達支援の事業、指定通所支援基準省令第55条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、指定通所支援基準省令第65条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定通所支援基準省令第71条の7に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所支援基準省令第72条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（指定通所支援基準省令に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

（従業者の員数）

第4条 指定居宅介護の事業を行う者（以下この章、第199条の12及び第199条の20第2項において「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号）に定めるものをいう。以下この節及び第4節において同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

2・3 （略）

（従業者の員数）

第78条 指定生活介護の事業を行う者（以下「指定生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第8章、第9章及び第16章において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

ア～エ (略)

(3) (略)

2～7 (略)

(工賃の支払)

第85条 (略)

(食事)

第86条 (略)

(基準該当生活介護の基準)

第94条 生活介護に係る基準該当障害福祉サービス（第204条に規定する特定基準該当生活介護を除く。以下この節において「基準該当生活介護」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当生活介護事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準省令第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準省令第20条に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所

(1) (略)

(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第8章、第9章及び第18章において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

ア～エ (略)

(3) (略)

2～7 (略)

(工賃の支払)

第85条 (略)

（職場への定着のための支援の実施）

第85条の2 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常^ニの事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

(食事)

第86条 (略)

(基準該当生活介護の基準)

第94条 生活介護に係る基準該当障害福祉サービス（第204条に規定する特定基準該当生活介護を除く。以下この節において「基準該当生活介護」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当生活介護事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準省令第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準省令第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指

介護事業所等」という。)の食堂及び機能訓練室(指定居宅サービス等基準省令第95条第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。)の面積を、指定通所介護等の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(3)・(4) (略)

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第95条 次の各号に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準省令第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準省令第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準省令第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項又は第171条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は指定

定通所介護事業所等」という。)の食堂及び機能訓練室(指定居宅サービス等基準省令第95条第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。)の面積を、指定通所介護等の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(3)・(4) (略)

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第95条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準省令第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準省令第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準省令第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項又は第171条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は指定看護小規模多

看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準省令第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

(i) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項又は第171条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。）の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第148条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第158条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則（平成25年静岡県規則第17号。以下「指定通所支援基準規則」という。）第59条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準規則第79条において準用する指定通所支援基準規則第59条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準省令第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）にあって

機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準省令第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）

（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

(i) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項又は第171条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。）の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第148条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第158条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則（平成25年静岡県規則第17号。以下「指定通所支援基準規則」という。）第59条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準規則第79条において準用する指定通所支援基準規則第59条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準省令第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）又はサテ

は、18人) 以下とすること。

- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第148条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第158条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準規則第59条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準規則第79条において準用する指定通所支援基準規則第59条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人）までの範囲内とすること。

（表略）

(3)～(5) (略)

（従業者の員数）

第98条 法第5条第8項に規定する施設が指定短期入所の事業を行う事業所（以下この章に

ライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準省令第171条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）にあつては、18人) 以下とすること。

- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第148条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第158条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準規則第59条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準規則第79条において準用する指定通所支援基準規則第59条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人）までの範囲内とすること。

（表略）

(3)～(5) (略)

（従業者の員数）

第98条 法第5条第8項に規定する施設が指定短期入所の事業を行う事業所（以下この章に

において「指定短期入所事業所」という。)として当該施設と一体的に運営を行う事業所(以下この章において「併設事業所」という。)を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。

(1) (略)

(2) 第151条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者(省令第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。)、第194条第1項に規定する指定共同生活援助事業者又は第199条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者(以下この章において「指定自立訓練(生活訓練)事業者等」という。)である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 指定短期入所と同時に第150条に規定する指定自立訓練(生活訓練)(省令第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練に係るものに限る。)、第193条に規定する指定共同生活援助又は第199条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助(以下この章において「指定自立訓練(生活訓練)等」という。)を提供する時間帯 指定自立訓練(生活訓練)事業所等(当該指定自立訓練(生活訓練)事業者等が設置する当該指定に係る指定自立訓練(生活訓練)事業所(第151条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)、指定共同生活援助事業所

において「指定短期入所事業所」という。)として当該施設と一体的に運営を行う事業所(以下この章において「併設事業所」という。)を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。

(1) (略)

(2) 第151条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者(省令第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。)、第194条第1項に規定する指定共同生活援助事業者、第199条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者又は第199条の14第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者(以下この章において「指定自立訓練(生活訓練)事業者等」という。)である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 指定短期入所と同時に第150条に規定する指定自立訓練(生活訓練)(省令第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練に係るものに限る。)、第193条に規定する指定共同生活援助、第199条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助又は第199条の12に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助(以下この章において「指定自立訓練(生活訓練)等」という。)を提供する時間帯 指定自立訓練(生活訓練)事業所等(当該指定自立訓練(生活訓練)事業者等が設置する当該指定に係る指定自立訓練(生活訓練)事業所(第151条第1項に規定する指定自立

(第194条第1項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。)又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(第199条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。))の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ (略)

2 法第5条第8項に規定する施設が、その施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所(以下この章において「空床利用型事業所」という。)に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。

(1) (略)

(2) 指定自立訓練(生活訓練)事業者等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 指定短期入所と同時に指定自立訓練

訓練(生活訓練)事業所をいう。)、指定共同生活援助事業所(第194条第1項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。)、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所(第199条の4第1項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。)又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(第199条の14第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。))の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ (略)

2 法第5条第8項に規定する施設が、その施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所(以下この章において「空床利用型事業所」という。)に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。

(1) (略)

(2) 指定自立訓練(生活訓練)事業者等(第199条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を除く。)である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 指定短期入所と同時に指定自立訓練

(生活訓練)等を提供する時間帯 当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ (略)

3 併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所(以下この章において「単独型事業所」という。)に置くべき生活支援員の員数は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める数とする。

(i) 指定生活介護事業所、第141条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所、第151条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所、第161条第1項に規定する指定就労移行支援事業所、第172条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所(第184条に規定する指定就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。)、第194条第1項に規定する指定共同生活援助事業所、第199条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は指定障害児通所支援事業所(児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。)(以下この章において「指定生活介護事業所等」という。)において指定短期入

(生活訓練)等(第199条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助を除く。)を提供する時間帯 当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等(日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を除く。以下このアにおいて同じ。)の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ (略)

3 併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所(以下この章において「単独型事業所」という。)に置くべき生活支援員の員数は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める数とする。

(i) 指定生活介護事業所、第141条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所、第151条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所、第161条第1項に規定する指定就労移行支援事業所、第172条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所(第184条に規定する指定就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。)、指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は指定障害児通所支援事業所(児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。)(以下この章において「指定生活介護事業所等」という。)において指定短期入所の事

所の事業を行う場合 ア又はイに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 指定生活介護、第140条に規定する指定自立訓練（機能訓練）、第150条に規定する指定自立訓練（生活訓練）、第171条に規定する指定就労継続支援A型、第184条に規定する指定就労継続支援B型、第193条に規定する指定共同生活援助、第199条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助又は児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援のサービス提供時間 当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ （略）

(2) （略）

（定員の遵守）

第107条 指定短期入所事業者は、次の各号に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1) （略）

(2) 空床利用型事業所にあつては、当該施設の利用定員（第194条第1項に規定する指定共同生活援助事業所又は第199条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所にあつては、共同生活援助を行う住居（以下「共同生活住居」という。）

業を行う場合 ア又はイに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 指定生活介護、第140条に規定する指定自立訓練（機能訓練）、第150条に規定する指定自立訓練（生活訓練）、第171条に規定する指定就労継続支援A型、第184条に規定する指定就労継続支援B型、第193条に規定する指定共同生活援助、第199条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助、第199条の12に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助又は児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援のサービス提供時間 当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ （略）

(2) （略）

（定員の遵守）

第107条 指定短期入所事業者は、次に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1) （略）

(2) 空床利用型事業所にあつては、当該施設の利用定員（指定共同生活援助事業所又は第199条の14第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所にあつては、共同生活援助を行う住居（以下「共同生活住居」という。）及びユニット（居室及

及びユニット（居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。）の入居定員）及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

(3) (略)

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第109条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当短期入所」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当短期入所事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。）を通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と第95条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第148条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第158条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準規則第59条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準規則第79条において準用する指定通所支援基準規則第59条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害

び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。）の入居定員）及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

(3) (略)

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第109条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当短期入所」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当短期入所事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。）を通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と第95条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第148条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第158条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準規則第59条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準規則第79条において準用する指定通所支援基準規則第59条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害

者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。)の3分の1から9人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人)までの範囲内とすること。

(3)・(4) (略)

(従業者の員数)

第112条 (略)

2・3 (略)

4 第2項のサービス提供責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

(指定重度障害者等包括支援の取扱方針)

第118条 指定重度障害者等包括支援事業者は、次条第1項に規定するサービス利用計画に基づき、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定重度障害者等包括支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2・3 (略)

(サービス利用計画の作成)

第119条 サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、週を単位として、具体的なサービスの内容等を記載した重度障害者等包括支援サービス利用計画(以下この章において「サービス利用計画」という。)を作成しなければならない。

2 サービス提供責任者は、サービス利用計画の作成に当たっては、サービス担当者会議(サービス提供責任者がサービス利用計画の作成のためにサービス利用計画の原案に位置付けた障害福祉サービスの担当者(以下この

者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。)の3分の1から9人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人)までの範囲内とすること。

(3)・(4) (略)

(従業者の員数)

第112条 (略)

2・3 (略)

4 第2項のサービス提供責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(指定重度障害者等包括支援の取扱方針)

第118条 指定重度障害者等包括支援事業者は、次条第1項に規定する重度障害者等包括支援計画に基づき、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定重度障害者等包括支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2・3 (略)

(重度障害者等包括支援計画の作成)

第119条 サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、週を単位として、具体的なサービスの内容等を記載した重度障害者等包括支援計画を作成しなければならない。

条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。)の開催、担当者に対する照会等により担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。

3 サービス提供責任者は、サービス利用計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該サービス利用計画を交付しなければならない。

4 サービス提供責任者は、サービス利用計画作成後においても、当該サービス利用計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該サービス利用計画の変更を行うものとする。

5 第1項から第3項までの規定は、前項に規定するサービス利用計画の変更について準用する。

第140条 自立訓練（機能訓練）（省令第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第6条の7第1号に規定する者に対して、省令第6条の6第1号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（準用）

第147条 第8条から第19条まで、第21条、第22条、第27条、第35条から第40条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第73条から第75条まで及び第86条から第92条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは

2 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該重度障害者等包括支援計画を交付しなければならない。

3 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画作成後においても、当該重度障害者等包括支援計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該重度障害者等包括支援計画の変更を行うものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する重度障害者等包括支援計画の変更について準用する。

第140条 自立訓練（機能訓練）（省令第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第6条の6第1号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（準用）

第147条 第8条から第19条まで、第21条、第22条、第27条、第35条から第40条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第73条から第75条まで及び第85条の2から第92条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とある

「第147条において準用する第89条」と、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第144条第1項」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第144条第2項」と、第57条第1項中「次条第1項」とあるのは「第147条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第58条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第59条中「前条」とあるのは「第147条において準用する前条」と、第75条第2項第1号中「第58条」とあるのは「第147条において準用する第58条」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号中「第53条第1項」とあるのは「第147条において準用する第18条第1項」と、同項第3号中「第65条」とあるのは「第147条において準用する第88条」と、同項第4号中「第73条第2項」とあるのは「第147条において準用する第73条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第147条」と、第89条中「第92条」とあるのは「第147条において準用する第92条」と、第92条中「前条」とあるのは「第147条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第148条の2 次の各号に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場

のは「第147条において準用する第89条」と、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第144条第1項」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第144条第2項」と、第57条第1項中「次条第1項」とあるのは「第147条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第58条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第59条中「前条」とあるのは「第147条において準用する前条」と、第75条第2項第1号中「第58条」とあるのは「第147条において準用する第58条」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号中「第53条第1項」とあるのは「第147条において準用する第18条第1項」と、同項第3号中「第65条」とあるのは「第147条において準用する第88条」と、同項第4号中「第73条第2項」とあるのは「第147条において準用する第73条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第147条」と、第89条中「第92条」とあるのは「第147条において準用する第92条」と、第92条中「前条」とあるのは「第147条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第148条の2 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合に

合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（機能訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（機能訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第95条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第158条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準規則第59条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準規則第79条において準用する指定通所支援基準規則第59条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とすること。

(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第95条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若し

は、当該通いサービスを基準該当自立訓練（機能訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（機能訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第95条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第158条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準規則第59条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準規則第79条において準用する指定通所支援基準規則第59条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とすること。

(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第95条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若し

くは第158条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準規則第59条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準規則第79条において準用する指定通所支援基準規則第59条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。)を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人）までの範囲内とすること。

（表略）

(3)～(5) (略)

第150条 自立訓練（生活訓練）（省令第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第6条の7第2号に規定する者に対して、省令第6条の6第2号に規定する期間にわたり生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（準用）

第157条 第8条から第17条まで、第19条、第22条、第27条、第35条から第40条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第73条、第74条、第86条から第92条ま

くは第158条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準規則第59条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準規則第79条において準用する指定通所支援基準規則第59条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。)を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人）までの範囲内とすること。

（表略）

(3)～(5) (略)

第150条 自立訓練（生活訓練）（省令第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第6条の6第2号に規定する期間にわたり生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（準用）

第157条 第8条から第17条まで、第19条、第22条、第27条、第35条から第40条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第73条、第74条、第85条の2から第92

で、第145条及び第146条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第157条において準用する第89条」と、第19条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第155条第1項から第4項まで」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第155条第2項」と、第57条第1項中「次条第1項」とあるのは「第157条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第58条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第59条中「前条」とあるのは「第157条において準用する前条」と、第89条中「第92条」とあるのは「第157条において準用する第92条」と、第92条中「前条」とあるのは「第157条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第158条の2 次の各号に掲げる要件を満たした

指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（生活訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（生活訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については

条まで、第145条及び第146条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第157条において準用する第89条」と、第19条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第155条第1項から第4項まで」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第155条第2項」と、第57条第1項中「次条第1項」とあるのは「第157条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第58条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第59条中「前条」とあるのは「第157条において準用する前条」と、第89条中「第92条」とあるのは「第157条において準用する第92条」と、第92条中「前条」とあるのは「第157条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第158条の2 次に掲げる要件を満たした指定小

規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（生活訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（生活訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適

適用しない。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第95条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第148条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準規則第59条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準規則第79条において準用する指定通所支援基準規則第59条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とすること。

(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第95条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第148条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準規則第59条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準規則第79条において準用する指定通所支

用しない。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第95条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第148条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準規則第59条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準規則第79条において準用する指定通所支援基準規則第59条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とすること。

(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第95条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第148条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準規則第59条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準規則第79条において準用する指定通所支

援基準規則第59条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人)までの範囲内とすること。

(表略)

(3)～(5) (略)

(準用)

第165条 (略)

第4節 運営に関する基準

(実習の実施)

第166条 (略)

(準用)

第170条 第8条から第16条まで、第18条、第19条、第22条、第27条、第35条から第40条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第73条から第75条まで、第84条から第92条まで、第144条、第145条及び第155条の2の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第170条において準用する第89条」と、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第170条において準用する第144条第1項」と、第22条第2項

援基準規則第59条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人)までの範囲内とすること。

(表略)

(3)～(5) (略)

(準用)

第165条 (略)

第4節 運営に関する基準

(通勤のための訓練の実施)

第165条の2 指定就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

(実習の実施)

第166条 (略)

(準用)

第170条 第8条から第16条まで、第18条、第19条、第22条、第27条、第35条から第40条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第73条から第75条まで、第84条、第85条、第86条から第92条まで、第144条、第145条及び第155条の2の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第170条において準用する第89条」と、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第170条において準用する第144条第1

中「第20条第2項」とあるのは「第170条において準用する第144条第2項」と、第57条第1項中「次条第1項」とあるのは「第170条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第58条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第59条中「前条」とあるのは「第170条において準用する前条」と、第75条第2項第1号中「第58条」とあるのは「第170条において準用する第58条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第53条第1項」とあるのは「第170条において準用する第18条第1項」と、同項第3号中「第65条」とあるのは「第170条において準用する第88条」と、同項第4号中「第73条第2項」とあるのは「第170条において準用する第73条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第170条」と、第89条中「第92条」とあるのは「第170条において準用する第92条」と、第92条中「前条」とあるのは「第170条において準用する前条」と、第155条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第170条の2第1項の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）が」とあるのは「支給決定障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第184条において準用する同令第170条の2に規定する厚生労働大臣が定める者等（平成18年厚生労働省告示第553号）に定め

項」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第170条において準用する第144条第2項」と、第57条第1項中「次条第1項」とあるのは「第170条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第58条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第59条中「前条」とあるのは「第170条において準用する前条」と、第75条第2項第1号中「第58条」とあるのは「第170条において準用する第58条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第53条第1項」とあるのは「第170条において準用する第18条第1項」と、同項第3号中「第65条」とあるのは「第170条において準用する第88条」と、同項第4号中「第73条第2項」とあるのは「第170条において準用する第73条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第170条」と、第89条中「第92条」とあるのは「第170条において準用する第92条」と、第92条中「前条」とあるのは「第170条において準用する前条」と、第155条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第170条の2第1項の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）が」とあるのは「支給決定障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第184条において準用する同令第170条の2に規定する厚生労働大臣が定める者等（平成18年厚生

る者に限る。以下この項において同じ。)が」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第170条の2第2項の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。)の」とあるのは、「支給決定障害者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第184条において準用する同令第170条の2に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者を除く。)の」と読み替えるものとする。

(準用)

第192条 (略)

労働省告示第553号)に定める者に限る。以下この項において同じ。)が」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第170条の2第2項の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。)の」とあるのは、「支給決定障害者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第184条において準用する同令第170条の2に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者を除く。)の」と読み替えるものとする。

(準用)

第192条 (略)

第13章 就労定着支援

第1節 基本方針

第192条の2 就労定着支援に係る指定障害福祉

サービス(以下「指定就労定着支援」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として省令第6条の10の2に規定するものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、省令第6条の10の3に規定する期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第192条の3 指定就労定着支援の事業を行う者

(以下「指定就労定着支援事業者」という。)

が当該事業を行う事業所（以下「指定就労定着支援事業所」という。）に置くべき就労定着支援員の数は、指定就労定着支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を40で除した数以上とする。

2 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、当該指定就労定着支援の事業の利用者の数（当該指定就労定着支援事業者が、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型（以下「生活介護等」という。）に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定就労定着支援の事業と生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所において一体的に運営している指定就労定着支援の事業及び生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業の利用者の合計数。以下この条において同じ。）に応じ、次に掲げる員数を、サービス管理責任者として置くこととする。

(1) 利用者の数が60以下 1以上

(2) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

3 前2項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第1項に規定する就労定着支援員及び第2項に規定するサービス管理責任者は、専ら当該指定就労定着支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第2項に規定するサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

第192条の4 第50条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第192条の5 指定就労定着支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定就労定着支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

第4節 運営に関する基準

(サービス管理責任者の責務)

第192条の6 サービス管理責任者は、第192条の12において準用する第58条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定就労定着支援事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。
- (3) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(実施主体)

第192条の7 指定就労定着支援事業者は、過去3年間において平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者でなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第192条の8 指定就労定着支援事業者は、利用者の職場への定着及び就労の継続を図るた

め、新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整及び連携を行うとともに、利用者及びその家族等に対して、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を提供しなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面により行うとともに、1月に1回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

(サービス利用中に離職する者への支援)

第192条の9 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者であって、当該離職後も他の通常の事業所への就職等を希望するものに対し、指定特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の指定障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(運営規程)

第192条の10 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定就労定着支援の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の事業の実施地域

- (6) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項
(記録の整備)

第192条の11 指定就労定着支援事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対する指定就労定着支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定就労定着支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 次条において準用する第18条第1項に規定する提供した指定就労定着支援に係る必要な記録事項
- (2) 次条において読み替えて準用する第58条第1項に規定する就労定着支援計画
- (3) 次条において準用する第28条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第39条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(準用)

第192条の12 第8条から第22条まで、第28条、第32条から第40条まで、第57条、第58条、第60条及び第66条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第192条の10」と、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第192条の12において準用する次条第1項」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第192条の12において準用する第20条第2項」と、第57条第1項中

「次条第1項」とあるのは「第192条の12において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第58条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

第14章 自立生活援助

第1節 基本方針

第192条の13 自立生活援助に係る指定障害福祉

サービス（以下「指定自立生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われるものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第192条の14 指定自立生活援助の事業を行う者

（以下「指定自立生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 地域生活支援員 指定自立生活援助事業所ごとに、1以上

(2) サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が30以下 1以上

イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すご

とに1を加えて得た数以上

2 前項第1号に規定する地域生活支援員の員数の標準は、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1とする。

3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第1項に規定する指定自立生活援助の従業者は、専ら当該指定自立生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りではない。

(準用)

第192条の15 第50条の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

(準用)

第192条の16 第192条の5の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

(実施主体)

第192条の17 指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。）、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者（法第51条の22第1項に規定する指定相談支援事業者をいう。）でなければならない。

(定期的な訪問による支援)

第192条の18 指定自立生活援助事業者は、おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、

医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

(随時の通報による支援等)

第192条の19 指定自立生活援助事業者は、利用者からの通報があった場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行わなければならない。

2 指定自立生活援助事業者は、前項の状況把握を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じなければならない。

3 指定自立生活援助事業者は、利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保しなければならない。

(準用)

第192条の20 第8条から第22条まで、第28条、第32条から第40条まで、第57条、第58条、第60条、第66条、第192条の6、第192条の10及び第192条の11の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第192条の20において準用する第192条の10」と、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第192条の20において準用する次条第1項」と、第58条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。

第15章 共同生活援助

(従業者の員数)

第194条 指定共同生活援助の事業を行う者（以下「指定共同生活援助事業者」という。）が当

第13章 共同生活援助

(従業者の員数)

第194条 指定共同生活援助の事業を行う者（以下「指定共同生活援助事業者」という。）が当

該事業を行う事業所（以下「指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号。以下この号において「区分省令」という。）第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数

イ～エ (略)

(3) (略)

2・3 (略)

(介護及び家事等)

第197条 (略)

2 (略)

3 指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等を受けさせてはならない。

(準用)

第199条 (略)

該事業を行う事業所（以下「指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号。以下この章において「区分省令」という。）第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数

イ～エ (略)

(3) (略)

2・3 (略)

(介護及び家事等)

第197条 (略)

2 (略)

3 指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等（指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）を受けさせてはならない。

(準用)

第199条 (略)

第5節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針（この節の趣旨）

第199条の2 第1節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共

同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助をいう。以下同じ。)の事業を行う者（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第199条の3 日中サービス支援型指定共同生活

援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第199条の4 日中サービス支援型指定共同生活

援助事業者が当該事業を行う事業所（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 世話人 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる世話人の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を5で除した数以上
- (2) 生活支援員 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の

総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア 区分省令第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数

イ 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数

ウ 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数

エ 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数

(3) サービス管理責任者 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が30以下 1以上

イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のほか、共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の夜間支援従事者（夜間及び深夜の時間帯に勤務（宿直勤務を除く。）を行う世話人又は生活支援員をいう。）を置くものとする。

3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のうち、1

人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

第199条の5 第195条の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。

第3款 設備に関する基準

(設備)

第199条の6 日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は4人以上とする。

3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。

4 共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。ただし、構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、1つの建物に複数の共同生活住居を設けることができるものとする。この場合において、1つの建物の入居定員の合計は20人以下とする。

5 既存の建物を共同生活住居とする場合にあつては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人（知事が特に必要があると認めるときは30人）以下とすることができる。

6 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であつて、知事が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以上30人以下（ただし、当該共同生活住居を

改築する時点の入居定員と同数を上限とする。)とすることができる。

7 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

8 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。

9 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。

(1) 1の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とする。ことができる。

(2) 1の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とする。

第4款 運営に関する基準

(実施主体)

第199条の7 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に第97条に規定する指定短期入所（第98条第1項に規定する併設事業所又は同条第3項に規定する単独型事業所に係るものに限る。）を行うものとする。

(介護及び家事等)

第199条の8 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うように努めなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常時1人以上の従業者を介護又は家事等に従事させなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業

者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等（日中サービス支援型指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）を受けさせてはならない。

（社会生活上の便宜の供与等）

第199条の9 日中サービス支援型指定共同生活

援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況又はその置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者について、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（協議の場の設置等）

第199条の10 日中サービス支援型指定共同生活

援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第89条の3第1項に規定する協議会その他知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受ける

とともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

(準用)

第199条の11 第8条、第10条、第11条、第13条から第16条まで、第19条、第22条、第27条、第35条から第40条まで、第53条、第58条、第60条、第66条、第70条、第73条から第75条まで、第88条、第90条、第92条、第155条の2、第196条の2から第196条の6まで及び第197条の3から第198条の4までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第199条の11において準用する第197条の3」と、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第199条の11において準用する第196条の4第1項」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第199条の11において準用する第196条の4第2項」と、第58条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第75条第2項第1号中「第58条」とあるのは「第199条の11において読み替えて準用する第58条」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第53条第1項」とあるのは「第199条の11において準用する第53条第1項」と、同項第3号中「第65条」とあるのは「第199条の11において準用する第88条」と、同項第4号中「第73条第2項」とあるのは「第199条の11において準用する第73条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第199条の11」と、第92条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第199条の11に

において準用する第198条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第155条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第170条の2第1項の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。））」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。））」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第170条の2第2項の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。））」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。））」と読み替えるものとする。

第6節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

（この節の趣旨）

第199条の12 第1節から第4節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第199条の22において読み替えて準用する第58条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助（第

第5節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

（この節の趣旨）

第199条の2 第1節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第199条の12において読み替えて準用する第58条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助（第

199条の4第1項において「基本サービス」という。)及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者(以下「受託居宅介護サービス事業者」という。)により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助(以下「受託居宅介護サービス」という。)をいう。以下同じ。)の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第199条の3 (略)

(従業者の員数)

第199条の4 (略)

(準用)

第199条の5 (略)

(準用)

第199条の6 (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第199条の7 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第199条の9に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所(以下「受託居宅介護サービス事業所」という。)の名称その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、

(第199条の14第1項において「基本サービス」という。)及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者(以下「受託居宅介護サービス事業者」という。)により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助(以下「受託居宅介護サービス」という。)をいう。以下同じ。)の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第199条の13 (略)

(従業者の員数)

第199条の14 (略)

(準用)

第199条の15 (略)

(準用)

第199条の16 (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第199条の17 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第199条の19に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所(以下「受託居宅介護サービス事業所」という。)の名称その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、

当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 (略)

(受託居宅介護サービスの提供)

第199条の8 (略)

(運営規程)

第199条の9 (略)

(受託居宅介護サービス事業者への委託)

第199条の10 (略)

(勤務体制の確保等)

第199条の11 (略)

(準用)

第199条の12 第10条、第11条、第13条から第16条まで、第19条、第22条、第27条、第35条から第40条まで、第53条、第58条、第60条、第66条、第70条、第73条から第75条まで、第88条、第90条、第92条、第155条の2、第196条の2から第196条の6まで、第197条、第197条の2及び第198条の2から第198条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第199条の12において準用する第196条の4第1項」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第199条の12において準用する第196条の4第2項」と、第58条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第75条第2項第1号中「第58条」とあるのは「第199条の12において準用する第58条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第53条第1項」とあるのは「第199条の12において準用する第53条第1項」と、同項第3号中「第65条」とあるのは「第199条の12において準用する第88条」

当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 (略)

(受託居宅介護サービスの提供)

第199条の18 (略)

(運営規程)

第199条の19 (略)

(受託居宅介護サービス事業者への委託)

第199条の20 (略)

(勤務体制の確保等)

第199条の21 (略)

(準用)

第199条の22 第10条、第11条、第13条から第16条まで、第19条、第22条、第27条、第35条から第40条まで、第53条、第58条、第60条、第66条、第70条、第73条から第75条まで、第88条、第90条、第92条、第155条の2、第196条の2から第196条の6まで、第197条、第197条の2及び第198条の2から第198条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第199条の22において準用する第196条の4第1項」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第199条の22において準用する第196条の4第2項」と、第58条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第75条第2項第1号中「第58条」とあるのは「第199条の22において準用する第58条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第53条第1項」とあるのは「第199条の22において準用する第53条第1項」と、同項第3号中「第65条」とあるのは「第199条の22において準用する第88条」

と、同項第4号中「第73条第2項」とあるのは「第199条の12において準用する第73条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第199条の12」と、第92条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第199条の12において準用する第198条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第155条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第170条の2第1項の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第170条の2第2項の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第197条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

第14章 多機能型に関する特例

第15章 削除

第16章 離島その他の地域における基準
該当障害福祉サービスに関する基準

と、同項第4号中「第73条第2項」とあるのは「第199条の22において準用する第73条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第199条の22」と、第92条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第199条の22において準用する第198条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第155条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第170条の2第1項の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第170条の2第2項の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第197条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

第16章 多機能型に関する特例

第17章 削除

第18章 離島その他の地域における基準
該当障害福祉サービスに関する基準

附 則

(地域移行支援型ホームの特例)

- 3 基準省令附則第7条第2項に該当する指定共同生活援助の事業等について第196条第2項から第9項まで (第199条の6において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合には、第196条第2項中「4人以上」とあるのは、「4人以上30人以下」とする。

(地域移行支援型ホームにおける共同生活援助計画の作成等)

- 7 地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等について第199条又は第199条の12において準用する第58条の規定を適用する場合には、同条第2項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から附則第5項に定める期間内に附則第6項に規定する住宅等に移行すること」と、同条第4項中「達成時期」とあるのは「達成時期、病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。

(基準省令附則第12条に該当する指定共同生活援助事業者等に関する特例)

- 10 基準省令附則第12条に該当する指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者 (以下「指定共同生活援助事業者等」という。)は、第196条第1項 (第199条の6において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、基準省令附則第12条に該当する建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業等を行うことができる。

(基準省令附則第18条に該当する設備に関する特例)

- 14 指定共同生活援助事業者等は、基準省令附則第18条に該当する設備に関する基準については、第196条第7項及び第8項 (これらの規定を第199条の6において準用する場合を含

附 則

(地域移行支援型ホームの特例)

- 3 基準省令附則第7条第2項に該当する指定共同生活援助の事業等について第196条第2項から第9項まで (第199条の16において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合には、第196条第2項中「4人以上」とあるのは、「4人以上30人以下」とする。

(地域移行支援型ホームにおける共同生活援助計画の作成等)

- 7 地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等について第199条又は第199条の22において準用する第58条の規定を適用する場合には、同条第2項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から附則第5項に定める期間内に附則第6項に規定する住宅等に移行すること」と、同条第4項中「達成時期」とあるのは「達成時期、病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。

(基準省令附則第12条に該当する指定共同生活援助事業者等に関する特例)

- 10 基準省令附則第12条に該当する指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者 (以下「指定共同生活援助事業者等」という。)は、第196条第1項 (第199条の16において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、基準省令附則第12条に該当する建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業等を行うことができる。

(基準省令附則第18条に該当する設備に関する特例)

- 14 指定共同生活援助事業者等は、基準省令附則第18条に該当する設備に関する基準については、第196条第7項及び第8項 (これらの規定を第199条の16において準用する場合を含

む。)の規定にかかわらず、基準省令による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第58号）第109条第2項及び第3項に定める基準によることができる。

（指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例）

15 第197条第3項の規定は、基準省令附則第18条の2第1項に該当する場合については、平成30年3月31日までの間、同項に該当する利用者については、適用しない。

16 第197条第3項の規定は、基準省令附則第18条の2第2項に該当する場合については、平成30年3月31日までの間、同項に該当する利用者については、適用しない。

17 前2項の場合において、第194条第1項第2号イからエまでの規定中「利用者の数」とあるのは「利用者の数（附則第15項又は第16項の適用を受ける者にあつては、当該利用者の数に2分の1を乗じて得た数）」とする。

（基準省令附則第19条に該当する施設に係る設備に関する特例）

18 基準省令附則第19条に該当する指定共同生活援助の事業等について、第196条（第199条の6において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、当分の間、第196条第7項中「2人以上10人以下」とあるのは「2人以上30人以下」とし、同条第7項第2号の規定は、旧精神障害者福祉ホーム（令附則第8条の2に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く。）を除き、当分の間、適用しな

む。)の規定にかかわらず、基準省令による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第58号）第109条第2項及び第3項に定める基準によることができる。

（指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例）

15 第197条第3項及び第199条の8第4項の規定は、基準省令附則第18条の2第1項に該当する場合については、平成33年3月31日までの間、同項に該当する利用者については、適用しない。

16 第197条第3項及び第199条の8第4項の規定は、基準省令附則第18条の2第2項に該当する場合については、平成33年3月31日までの間、同項に該当する利用者については、適用しない。

17 前2項の場合において、第194条第1項第2号イからエまで及び第199条の4第1項第2号イからエまでの規定中「利用者の数」とあるのは「利用者の数（附則第15項又は第16項の適用を受ける者にあつては、当該利用者の数に2分の1を乗じて得た数）」とする。

（基準省令附則第19条に該当する施設に係る設備に関する特例）

18 基準省令附則第19条に該当する指定共同生活援助の事業等について、第196条（第199条の16において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、当分の間、第196条第7項中「2人以上10人以下」とあるのは「2人以上30人以下」とし、同条第7項第2号の規定は、旧精神障害者福祉ホーム（令附則第8条の2に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く。）を除き、当分の間、適用しな

第3条 障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第21号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 多機能型 生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業、自立訓練（生活訓練）（省令第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型（省令第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）の事業及び就労継続支援B型（省令第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業並びに児童発達支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項に規定する児童発達支援をいう。<u>以下同じ。</u>）の事業、医療型児童発達支援（同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。<u>以下同じ。</u>）の事業、放課後等デイサービス（同条第4項に規定する放課後等デイサービスをいう。<u>以下同じ。</u>）の事業及び保育所等訪問支援（<u>同条第5項に規定する保育所等訪問支援をいう。以下同じ。</u>）の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（同法に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(工賃の支払)</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 多機能型 生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業、自立訓練（生活訓練）（省令第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型（省令第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）の事業及び就労継続支援B型（省令第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業並びに児童発達支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項に規定する児童発達支援をいう。）の事業、医療型児童発達支援（同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。）の事業、放課後等デイサービス（同条第4項に規定する放課後等デイサービスをいう。）の事業、<u>居宅訪問型児童発達支援（同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。）の事業及び保育所等訪問支援（同条第6項に規定する保育所等訪問支援をいう。）の事業</u>のうち2以上の事業を一体的に行うこと（同法に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(工賃の支払)</p> |

第43条 (略)

(食事)

第44条 (略)

(基本方針)

第50条 自立訓練（機能訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第6条の7第1号に規定する者に対して、省令第6条の6第1号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(準用)

第54条 第7条、第8条、第12条から第18条まで、第23条から第25条まで、第27条から第31条まで、第33条から第37条まで、第39条、第40条及び第44条から第48条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第8条第2項第1号中「第16条第1項」とあるのは「第54条において準用する第16条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号中「第27条第2項」とあるのは「第54条において準用する第27条第2項」と、同項第3号中「第29条第2項」とあるのは「第54条において準用する第29条第2項」と、同項第4号中「第31条第2項」とあ

第43条 (略)

(職場への定着のための支援の実施)

第43条の2 生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

(食事)

第44条 (略)

(基本方針)

第50条 自立訓練（機能訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第6条の6第1号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(準用)

第54条 第7条、第8条、第12条から第18条まで、第23条から第25条まで、第27条から第31条まで、第33条から第37条まで、第39条、第40条及び第43条の2から第48条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第8条第2項第1号中「第16条第1項」とあるのは「第54条において準用する第16条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号中「第27条第2項」とあるのは「第54条において準用する第27条第2項」と、同項第3号中「第29条第2項」とあるのは「第54条において準用する第29条第2項」と、同項第4号中「第31条第2

るのは「第54条において準用する第31条第2項」と、第15条第1項中「次条第1項」とあるのは「第54条において準用する次条第1項」と、第16条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第17条中「前条」とあるのは「第54条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（基本方針）

第55条 自立訓練（生活訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第6条の7第2号に規定する者に対して、省令第6条の6第2号に規定する期間にわたり、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（準用）

第59条 第7条、第8条、第12条から第18条まで、第23条から第25条まで、第27条から第31条まで、第33条から第35条まで、第39条、第40条、第44条から第48条まで、第52条及び第53条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第8条第2項第1号中「第16条第1項」とあるのは「第59条において準用する第16条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第2号中「第27条第2項」とあるのは「第59条において準用する第27条第2項」と、同項第3号中「第29条第2項」とあるのは「第59条において準用する第29条第2項」と、同項第4号中「第31条第2項」とあるのは「第59条において準用する第31条第2項」と、第15条第1項中「次条第1項」とあるのは「第59条において

準用する第31条第2項」と、第15条第1項中「次条第1項」とあるのは「第54条において準用する次条第1項」と、第16条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第17条中「前条」とあるのは「第54条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（基本方針）

第55条 自立訓練（生活訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第6条の6第2号に規定する期間にわたり、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（準用）

第59条 第7条、第8条、第12条から第18条まで、第23条から第25条まで、第27条から第31条まで、第33条から第35条まで、第39条、第40条、第43条の2から第48条まで、第52条及び第53条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第8条第2項第1号中「第16条第1項」とあるのは「第59条において準用する第16条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第2号中「第27条第2項」とあるのは「第59条において準用する第27条第2項」と、同項第3号中「第29条第2項」とあるのは「第59条において準用する第29条第2項」と、同項第4号中「第31条第2項」とあるのは「第59条において準用する第31条第2項」と、第15条第1項中「次条第1項」とあるのは「第59条において

準用する次条第1項」と、第16条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第17条中「前条」とあるのは「第59条において準用する前条」と、第39条第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）については6人以上、宿泊型自立訓練については10人以上」と読み替えるものとする。

（認定就労移行支援事業所の職員の員数）

第63条（略）

（実習の実施）

第64条（略）

（準用）

第68条 第7条、第8条、第12条から第18条まで、第23条から第25条まで、第27条から第31条まで、第33条から第37条まで、第39条、第40条、第42条から第48条まで及び第52条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第8条第2項第1号中「第16条第1項」とあるのは「第68条において準用する第16条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第27条第2項」とあるのは「第68条において準用する第27条第2項」と、同項第3号中「第29条第2項」とあるのは「第68条において準用する第29条第2項」と、同項第4号中「第31条第2項」とあるのは「第68条において準用する第31条第2項」と、第15条第1項中「次条第1項」とあるのは「第68条において準用する次条第1項」と

準用する次条第1項」と、第16条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第17条中「前条」とあるのは「第59条において準用する前条」と、第39条第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）については6人以上、宿泊型自立訓練については10人以上」と読み替えるものとする。

（認定就労移行支援事業所の職員の員数）

第63条（略）

（通勤のための訓練の実施）

第63条の2 就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

（実習の実施）

第64条（略）

（準用）

第68条 第7条、第8条、第12条から第18条まで、第23条から第25条まで、第27条から第31条まで、第33条から第37条まで、第39条、第40条、第42条、第43条、第44条から第48条まで及び第52条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第8条第2項第1号中「第16条第1項」とあるのは「第68条において準用する第16条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第27条第2項」とあるのは「第68条において準用する第27条第2項」と、同項第3号中「第29条第2項」とあるのは「第68条において準用する第29条第2項」と、同項第4号中「第31条第2項」とあるのは「第68条において準用する第31条第2項」と、第15条第1項中「次条第1項」とあるのは「第68条において準用する次

| | |
|---|--|
| と、第16条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第17条中「前条」とあるのは「第68条において準用する前条」と、第36条ただし書及び第39条第1項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。 | 条第1項」と、第16条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第17条中「前条」とあるのは「第68条において準用する前条」と、第36条ただし書及び第39条第1項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。 |
|---|--|

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第4条 指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則の一部を改正する規則(平成26年静岡県規則第37号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>3 この規則の施行の際現に旧指定障害福祉サービス基準規則第193条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所（次項において「旧指定共同生活援助事業所」という。）は、<u>新指定障害福祉サービス基準規則第199条の2</u>に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う事業所（附則第5項において「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。）とみなす。</p> <p>5 附則第3項の規定により、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所とみなされたものについて、<u>新指定障害福祉サービス基準規則第199条の10第4項</u>の規定を適用する場合には、この規則の施行後最初の指定の更新までの間は、同項中「事業の」とあるのは、「受託居宅介護サービスの提供の」とする。</p> | <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>3 この規則の施行の際現に旧指定障害福祉サービス基準規則第193条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所（次項において「旧指定共同生活援助事業所」という。）は、<u>新指定障害福祉サービス基準規則第199条の12</u>に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う事業所（附則第5項において「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。）とみなす。</p> <p>5 附則第3項の規定により、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所とみなされたものについて、<u>新指定障害福祉サービス基準規則第199条の20第4項</u>の規定を適用する場合には、この規則の施行後最初の指定の更新までの間は、同項中「事業の」とあるのは、「受託居宅介護サービスの提供の」とする。</p> |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この規則の施行前に既に指定を受けている改正前の指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則第4条及び第8条に規定する指定障害者支援施設等については、この規則による改正後の指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則第3条及び第7条の規定にかかわらず、平成33年3月31日までの間は、なお従前の例による。